

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25770163

研究課題名(和文)朝鮮語学書「講話」についての再検討 - 歴史記録との照合を手がかりに -

研究課題名(英文) Reexamination about a Korea language study book "Kowa":Based on Collation with the history record

研究代表者

許 秀美 (Kyo, Sumi)

龍谷大学・文学部・講師

研究者番号：50612826

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、江戸期朝鮮語学書の成立論的研究として朝鮮語学書と歴史資料との相互影響関係を明らかにしようとしたものである。近年の研究から語学書の成立背景に歴史資料が深く関わっていることが分かってきた。

ここでは「講話」の成立過程をあきらかにするべく、対馬宗家文書などの歴史資料と比較対照をおこなった。その結果、「講話」に収録された文例の題材となった事件が対馬宗家文書等の歴史資料から特定され、文例の成立過程の一端があきらかになった。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to reveal the mutual influence between Korean language textbooks and historical materials, as a study of the production of Korean language textbooks during the Edo period. The recent studies have revealed that the historical materials have many influences on the background of the production of the language textbooks.

In this study, I have compared the textbook "Kowa" and the historical materials such as "Tsushima Soke Monjo" (the "So family's documents of Tsushima Domain") etc. in order to reveal the process of the establishment of "Kowa". As a result, the incident, which was a topic of the model sentences in "Kowa", was identified with that in the historical materials such as "Tsushima Soke Monjo" etc, and it was partly revealed that the process of the production of the model sentences.

研究分野：人文学

キーワード：朝鮮語学 対馬宗家文書 講話 捷解新語 小田幾五郎

1. 研究開始当初の背景

江戸から明治初年にかけて対馬や薩摩苗代川で編纂された朝鮮語学書の一部が今に伝わるが、これら資料については日本語学および朝鮮語学の立場からつとに注目をあび、1960年代から京都大学国文学研究室より陸続と影印刊行がなされた。それぞれの語学書の成立過程や系譜についての研究も、安田章(1966)を始め、鄭光(1990)、李康民(1996)など、数多くの蓄積がある。しかしながら、従来の研究は、おもに語学書間の比較対照のみに依拠したものが大半であり、歴史記録の参照が不十分であったために、その成立背景が十分に解明されず、言語資料としての性格、すなわち、実際の会話等を書き取って作られたものなのか、或いは、作為的に作られたものなのか等について明らかではなかった。そのため、これら資料を言語資料として利用するにはなお躊躇の感が存在したのである。

ところで、近年に至って、「漂民対話」中巻や「朝鮮語訳」など新資料についての研究の中で、その文例が歴史資料である対馬宗家文書の「分類記事大綱」や「倭館館守日記」、戸田頼母著「贅言試集」などの記事に由来しており、語学書の成立背景に歴史資料が深く関わっていることが明らかになりつつあり(岸田文隆: 2009)、朝鮮語学書類の成立過程を解明するためには、江戸期のその他の朝鮮語学書類との比較対照だけではなく、対馬宗家文書等の歴史資料の記事との比較対照が必要であることが認識されつつある。

本研究では、このような観点から、江戸期から明治初年まで長く朝鮮語学書として使用されてきた「講話」をとりあげ、歴史資料との相互影響関係を探り、その成立過程を明らかにしようとしたものである。

2. 研究の目的

従来、朝鮮語学書類は、その成立経緯が不明であったため、言語資料としての性格が明らかでなく、言語研究に利用するのに支障があった。本研究では、江戸・明治期に広く朝鮮語学書として使用された「講話」をとりあげ、歴史資料との綿密な照合を通してその成立背景を明らかにする。朝鮮語学書の成立経緯を解明することにより、近世朝鮮語の研究に利用することを目的とする。

また、テキスト本文をデータベース化して索引を作成し、この分野にたずさわる研究者一般が利用できる形で、ひろく学界に提供することを目的とする。

3. 研究の方法

「講話」のそれぞれの写本につき、文献学的検討および言語学的検討を実施する。また、テキスト本文を翻字入力し、データベースと索引を作成する。文献学的検討においては、「講話」の各写本の校合およびその文例の歴史記録(対馬宗家文書など)との照合を実施し、文例成立の時期と来源を特定する。言語

学的検討においては、同時代の朝鮮語の本国資料ならびに日本の他の朝鮮語学書と比較しつつ、本書の言語的特徴を表記・音韻・文法・語彙にわたって記述・考察する。さらに、「講話」の現存する全写本を翻字入力し、データベースと索引を作成する。

4. 研究成果

江戸後期から明治初年まで広く朝鮮語学書として使用されてきた「講話」を対馬宗家文書などの歴史資料との比較対照をおこない、文例の対応関係から、その成立過程を明らかにした。

(1) 講話簡介

「講話」は、「交隣須知」や「隣語大方」とともに、朝鮮語教育のテキストとして広く使われてきたが、現在、その所在を確認できる「講話」は、下記のとおりである。

①京都大学文学部所蔵本(以下、京大本) [Philology/2D/40. b]、上下2巻2冊、各冊とも「講話」と書かれた題箋が付されている。本文は上巻20丁(半葉5行)、下巻25丁(半葉6行)、上巻末に「主 朴伊円 道存」との朱筆の書付がある。

②沈寿官家所蔵本(以下、沈家本)、上下2巻、上巻にのみ「講話」と書かれた題箋が付されている。上巻16丁(半葉6行)、下巻22丁(半葉6行)2巻。上巻最終頁に虫損はあるものの「朴林達」の名が認められる。朴林達は、文化9年(1812)生、文政2年(1819)朝鮮語稽古通事、天保3年(1832)朝鮮通事、嘉永2年(1849)朝鮮稽古通詞、文久3年(1863)奥頭役した沈寿官家所蔵「交隣須知」を筆写した人物である。徳永和喜(2005)によれば、朝鮮通詞をつとめ辞職するまでの間、すなわち1832年から1863年の間に筆写されたものと考えられる。

③ロシア東方学研究所サントペテルブルグ支所アストン文庫所蔵本[No. C6] (以下、アストン本)、Dialogues in Koreanとの題が付された革洋装本1冊。原本の和本をばらし、各丁ごとに洋紙各1枚をはさみ、洋装しなおしたもの。和本原本の部分は、上下巻とも半葉7行。

④九州大浦望人司所蔵本(以下、大浦家本)1冊 天明四年辰五月編集 小田幾五郎。

小田幾五郎の末裔にあたる大浦望人司氏が所蔵する小田幾五郎関連の資料については、1998年に九州大学の松原孝俊・佐伯弘次教授によって資料一覧が作成された。この資料一覧は、許芝銀(2012)で確認できる。許芝銀(2012)によれば、大浦望人司所蔵「講話」には、「講話 全 1冊 写本 天明四甲辰五月編集小田幾五郎」との記述が

あるとされ、編集者および編集時期が明記されている点で極めて資料的価値が高いと判断されるが、目下未公開のため詳細は不明である。

「講話」がいつ誰によって作成されたのかについては、上に掲げた諸本のうち、京大本・沈家本・アストン本には何ら明記するものがない。しかし、大浦家本については、許芝銀(2012)に掲載された資料一覧に拠れば、天明4年(1784)甲辰5月に小田幾五郎が編纂したものであることが確認できるとのことである。大浦家本は目下未公開のため、その詳細は確認できないが、いちおうこの報告により、「講話」作成の人物・時期は明らかであると言えるであろう。

しかしながら、本書全体の作成者・作成時期が確定されたとしても、本書に収録された個々の文例がいつ、どのような背景のもとに成立したのかについては、さらに綿密な検討が必要である。よって、対馬宗家文書などの歴史資料との比較対照をおこない、文例の対応関係から、その成立過程をさらに具体的に検討をおこなった。

(2) 「講話」各巻の内容

①巻1

巻1は、恒常的な年例送使に関する内容が全12条おさめられている。年例送使が対馬から釜山倭館へ到着してから帰国するまでの各種宴享での会話などを内容としている。歴史資料の他に朝鮮司訳院でつくられた倭学書類(「捷解新語」など)対馬で編纂された朝鮮語学書類(「朝鮮語訳」「隣語大方」など)を引用・参照したと思われるものがいくつか含まれている。それらの対照比較は現在引き続き調査中である。

②巻2

巻2は、外交の交渉案件に関する内容の文章が全15条おさめられている。巻1と異なり、各条間にとくに前後の関連はなく、脈絡なく羅列されている。これら巻2におさめられている文例は歴史的事実を背景とするものと見られ、そのうちのいくつかは対馬宗家文書などの歴史資料に対応する記述を確認できる。以下、巻2におさめられた文例を取りあげ歴史資料との対応関係を述べる。なお、紙面の関係上本文引用は必要箇所にとどめ、日本語部分だけを抜粋することとする。

(3) 文例の対応関係

①一特送使下行廊改建一件

本書下巻第1条は、以下のごとく、焼失した一特送使下行廊の改建始役の啓聞(朝廷への上奏)をしてくれるよう、日本側が朝鮮側に催促する内容である。

[第1条]:

(前略)一サクネン 冬ニ 一特送使 下行廊 シツクワ イタシ 一行ガ ミナ 火ニ ヤケマシタニヨリ アノヨフナ ニ アカトシイ ヘンカ 何トシテ ゴサリマシヨウカ セン府使ヲツトメ中ニ カイケンケイブン ナサレマシタ処ニ 去年秋ニ カイケンシテクリヨフト コサリマシタ 回下カガ マイリマシタニ ツキ 早く シエキヲ シテ下サレマセイト 申タコトヲ シケトゴゴダツ 申マシタニ アナタヨリ コヘントフ ナサレマスルニハ ヲビタトシイ ツイエガ カトル故 当年 年向ヲ見合テ 始役ケイブンヲ シヤウト ヲフセラレタキテ コサリマシタニ 既秋節ハスキマスレトモ シエキノテイハ サテヲキケイブンナトノハナシモ ナクナリマシテ 年向 ホウキヤウハ キワメテ ヲトリアケナサレソウナキテゴサレトモ 国ノカヲ以テ 申セバ 所謂 鳥足之血テ コサリマシ ワツカ 一行ノ 行×郎[○廊]テコサル故 ヲゼイノ 送使ノ ナンギイタスワケハ ツマビラカニ ヲサツシナサレテ 早々 シエキニナルヨフニ ケイブンヲ ツカワサレテ 下サレタラバ 仕合マスルカト ヲタノミ申マスル

国史編纂委員会所蔵[記録 4547]「分類紀事大綱」第4期10冊 所収「安永九年庚子年 一特送使下行廊焼失一件」に拠れば、

・今辰の刻過比 西館出火と呼り候付 早速出張候処 一特送使下行廊半焼失に及居 東館役々御僉官中出張 他行廊え火移不申候様 差図仕 一特送使下行廊而已にて火静 怪我人等も無御坐候 (中略) 館守戸田頼母より申来

右十二月十一日

・去月十一日朝一特下行廊荷押物国分清蔵住居役人の房内より出火にて 下行廊不殘全焼失候由 (中略) 館守戸田頼母え申遣 右正月九日

とあり、一特送使下行廊が全焼したのは、安永9年(1780)12月11日の朝であったことを確認することができる。上の第1条の文例中に「一サクネン 冬ニ 一特送使下行廊 シツクワ イタシ 一行ガ ミナ 火ニ ヤケマシタニヨリ」とあることから、この文例は、安永9年(1780)の翌々年である天明2年(1782)が対話の時期として想定されていることがわかる。

さらに、国史編纂委員会所蔵[記録 4541]「分類紀事大綱」第4期4冊 所収「天明元年辛丑年 一特送使下行廊改建一件」に拠れば、

・訓導入館仕 遂対面候処 通詞を以申聞

候は 一特送使下行廊改建の儀 回下相達 無相達改建可致との義 相濟來候 此段御申上候 (後略) 右七月十日

とあり、天明元年(1781)7月10日に訓導が入館して、一特送使下行廊改建を許可する朝廷からの回下(返事)が下ったことを伝えたことが確認される。これは、同条文例中の「去年秋ニ カイケンシテクリヨフト コサリマシタ 回下カガ マイリマシタニツキ」と対応している。また、同資料の天明2年(1782)2月25日に拠れば、

・(前略) 去年より凶年に候得は 専民力に拘り 速に 難及始役御座候 いつれ 当年豊凶を相考可至始役候 御僉官住居 差支候義 是又 不安所に 御座候得は 油断可仕様も無之候間 宜御聞候置被下候様 申聞候付 又 申聞候は 改建方の儀は 民力の及所に御座候段 左も可有之儀に存候 斯厚く 御用被下候 僉官の儀 御座候得は 迷惑に及候所を御捨可被下様も無之段 私に至忝存候 民勞無御厭 何分始役に至候様 達て可申出義に無御座候得共 下行廊たけの義にも御座候間 何卒双方の憂無之様 御取量被下度段 申達候處 一 御尤に存候に存候 当年秋に至候は 可及啓聞候間 其間の所は何分御心入を以御猶豫可被下段申聞候付 (後略) 館守幾度主膳申來 右二月廿五日

とあり、これらは同じく第1条の文例中の「セン府使ヲツトメ中ニ カイケンケイブン ナサレマシタ 處ニ 去年秋ニ カイケンシテクリヨフト コサリマシタ 回下カガ マイリマシタニツキ 早クシエキヲ シテ下サレマセイト 申タコトヲ シケトゴゴダツ申マシタニ アナタヨリ コヘントフ ナサレマスルニハ ラビタトシイ ツイエガ カナル故 当年 年向ヲ見合テ 始役ケイブンヲ シヤウト ヲフセラレタキテ コサリマシタニ 既秋節ハスキマスレトモシエキノテイハ サテヲキ ケイブンナトノハナシモ ナクナリマシテ」の下線部分の内容と対応している。

以上のことから、講話下巻第1条は、安永9年(1780)一特送使下行廊が全焼した後、当時の府使が改建啓聞をしたのだが、翌年、天明元年(1781)に改建の回下があったものの、天明2年(1782)秋節が過ぎても始役の啓聞がないことを文例の題材にしていると考えられる。

同資料の天明5年(1785)5月6日に拠れば、

・一特送使下行廊始役の回下去る三日相達

堂上堂下等も被差当 今日姓名書指出候 当月中來月には可罷下候 左候は 段 〃手敷に可取掛候 此段掛御目申上候様 府使被申付候段 申聞候付 (後略)

とあり、一特送使下行廊改建始役の啓聞に対する回下が実際に達したのは、実に失火より5年が経過した天明5年(1785)5月3日のことであったことが確認される。

②不正人參に関して紛訶が生じた例
本書下巻第15条は、以下のごとく、対馬側が数年間単參を受け取らなかったことよって、紛訶が生じた例である。

[第15条]

以前 單參改品ガ ヲコリマシテ キコクヨリ 三年ヲエリノゾケナサレ 裁判 兩年ヲワタリナサレタニ キコクノ ヲトリハカライガ スギタト コサツテ 大ニ ヲイカリナサレ 朝廷ノ コリツ フクノシンセンハ 申ニ カギリハ ゴサリマセネトモ 其時ノ 任官ハ ジョフサイ 五十度ニ エントウニ 申付ラレ 府使ヲ (空白) 根本ハ 單參 ヲコリヨリ テマシ ワサト キコクヲ コラソウト ナサル ヲホシメシデ コサリマセヌカナレトモ 其時 タンジンハ 何ト イタシテ ヒンレツニ シテ コノ サカイマデ ナツタカト ヲセラレテ 單參 ヲサメタ ウケヲイノモノヲ キビシク トガシメラレマシタニ ウケヲイトモガ 申上ルニハ 國中 人參ウリコミト センシヨウテ コトコトク 日本サシテ ナカレ入テユク故 蔘價ガ 年々マシテ カヨフニ コサルト 申ニヨリ ウケヲイモ フラチナト 申テトガニ ヲツテ ハイシヨニ キワマリ又 ヲセイタサルニ (後略)

18世紀中葉当時、朝鮮側から対馬側に給する単參に不正品が続き、対馬側が数年間にわたり単參を受け取らない状況が続いていたが、英祖29年(1753)3月、倭館の代官が前年の総量をつきかえし、それを東萊府使が朝鮮の朝廷に返送する事件がおこった。この一件につき、関係した訓導、別差ならびに造參の人、府使が罰せられる。この事件は、備辺司謄録の英祖29年癸酉3月23日の条にその記録がみえる。

[備辺司謄録 英祖29年癸酉3月23日の条]

・(前略) 懲憑彼人 謾譏萊伯 莫重禮單蔘 ① 不待朝令 任自上送乎若此不已 朝廷命令 將不行於玄麼象譯輩乎 事之寒心 莫此爲甚 ② 當該訓導別差 令統制使 張軍威巡示三匝後 決棍 五十度 海島定配 當該萊伯 噫 萊伯之伯字 豈偶然 哉 直狀聞 待之以一府之伯 而玄麼此等事 不能 周旋 令前禮單蔘 不捧已涉駭也 則不爲據理爭 執 敢爲登聞 今番

之蔘 雖或相雜 勝於頃日 則不待朝令 曲循俯從 莫重朝廷下送蔘 徑先上送、一 封則亦不拆見 此非朝廷命官也 不可尋常處之 ③申暉 海南縣投界 令前蔘不捧 非徒此府使 ④則前府使 亦不可無飭 趙載敏 海美縣徒三年投界今番人蔘 雖勝於往日 其猶無形以桔梗充入 事之無據 莫此爲甚 ⑤當該造蔘人 嚴刑一次後遠配 其所命入 果若 純蔘 曲在府使 若或無形 曲在度支故也 既知其其中無形 則度支之臣 亦焉可無飭 下義禁府推考 [①朝廷の命を待たずして、勝手に朝廷へ上送したというのか、

②統制使に命じ、軍威のため、当該の訓導と別差を三度の匝 11)、五十度の決棍後、島流しの刑に処す。]

③申暉（東萊府使）を海南縣へ流配せよ。

④前府使もまた申飭ないわけにはいかない、趙載敏も海美縣へ三年間流配せよ。

⑤造蔘人は、一度嚴刑の後、流刑に処す。（引用者訳）]

とあり、命令を待たず単蔘を朝廷へ送った罰として訓導と別差に 50 度の決棍刑と流刑に、東萊府使は、前府使とも流刑に処され造蔘人は嚴刑になったことが確認できる。

これは、第 15 条の文例中の「キコクヨリ三年ヲユリノゾケナサレ 裁判 兩年ヲワタリナサレタニ キコクノ ヲトリハカライガ スギタト コサツテ 大ニ ヲイカリナサレ 朝廷ノ コリツフクノシンセンハ 申ニ カギリハ ゴサリマセネトモ 其時ノ 任官ハ ジョフサイ 五十度ニ エントウニ 申付ラレ 府使ヲ（空白） 根本ハ 單蔘 ヲコリヨリ テマシ ワサト キコクヲ コラソウト ナサル ヲホシメシデ コサリマセヌカナレトモ 其時 タンジンハ 何ト イタシテ ヒンレツニ シテ コノ サカイマデ ナツタカト ヲセラレテ 單蔘 ヲサメタ ウケライノモノヲ キビシク トガシメラレマシタニ（後略）」の内容と対応している。

このことから、講話下巻第 15 条は、英祖 29 年(1753)対馬側が単蔘を受け取らなかったことによって生じた紛訟により、朝鮮側の訓導、別差などが罰せられた事件を題材にしていると考えられる。

なお、講話下巻第 15 条に見られる文章表現と酷似した文面の諺文和解が存するので、以下に紹介する。

国史編纂委員会所蔵[記録 8406]に単蔘の点退の経緯に関する諺文の和解がある。

・「(中略) 大概 朝廷より単蔘点退の事を深く憤候得共 此度の儀は 其憤に依て 対州を態と御迷惑被成候様に 被致候事にてても無之 対州を憎悪被致候事にてても無御座朝廷の議論単蔘生頃は 國中に人蔘 貴くなり候故 如此と被申 其貴くなり候根本は潜商に売込等を以日本に人

蔘夥敷出候故 ヲ様に有之候とて(後略)」 癸酉(1753年宝暦3年)十一月 日 子淳 朴同知 大年洪同知 君聲崔判事

同条文例中に「(前略) 根本ハ “單蔘ヲコリヨリ テマシ ワサト キコクヲ コラソウトナサル ヲホシメシデ コサリマセヌカナレトモ (後略)」とあり、下線部の文言が酷似している。この言い回しは、和解を参考にして書かれたものと思われる。

この他に、日本から朝鮮へ毎年定期的に渡海していた年例送使の停止を日本側が朝鮮側に提案する内容が下巻第 7 条にみられる。これは、国史編纂委員会所蔵[記録 4548]「分類紀事大綱」別録「自安永七戊戌年 至同十年辛丑年 御送使停止一件 上」にその内容が確認できる。

以上、本研究においては、「講話」に収録された文例が「分類紀事大綱」など、対馬宗家文書等の歴史資料を題材にしていることを示した。「講話」の文例と歴史資料との対応関係から「講話」の成立過程の一端があきらかになった。「講話」の成立の全貌をあきらかにするためには、さらに多くの歴史資料との照合や歴史資料の他に朝鮮語学書類(朝鮮司訳院でつくられた倭学書類や対馬で編纂された朝鮮語学書類)との照合をおこなわなければならない。これらは、今後の課題である。

この成果は 215 年 8 月 17 日～19 日に中国延吉市で開催された第 4 回中日韓朝言語文化比較研究国際シンポジウムで発表をおこない、その後、当学会に論文を投稿し掲載が決定した。

【参考資料】

国史編纂委員会所蔵[記録 4547]

国史編纂委員会所蔵[記録 4541]

国史編纂委員会所蔵[記録 8406]

備辺司謄録 英祖 29 年癸酉 3 月 23 日の条

【参考文献】

①李康民(1996)「朝鮮資料의 一系譜」-苗代川本の 背景-, 『日本学報』 第 36 輯, 韓国日本学会。

②鄭光(1990)「壬辰倭乱被拉人들의 어학습 자료-京都大学 소장 苗代川朝鮮語資料를 중심으로-, 基谷姜信沆先生華記論文集 刊行委員会編『国語学論文集』, 서울: 大学社。

③許芝銀(2012)『왜관의 조선어통사와정보 유통』, 서울: 景仁文化社。

④岸田文隆(2009)「資料翻字 早稲田大学服部文庫所蔵「朝鮮語訳」対話編」『朝鮮語史研究』, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所。

⑤徳永和喜(2006)『薩摩藩対外交渉史の研究』,福岡:九州大学出版.

⑥安田彰(1966)「苗代川の朝鮮語写本類について -朝鮮資料との関連を中心に-」,『朝鮮学報』39/40.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

許秀美(2016.6 掲載決定),「朝鮮語学書と歴史資料—『講話』を中心に」,日本語学文化研究第四輯,査読有.

[学会発表] (計1件)

許秀美(2015年8月17日~19日)「朝鮮語学書と歴史資料—『講話』を中心に」,第四回中日韓朝言語文化比較研究国際シンポジウム,延吉市(中国).

6. 研究組織

(1)研究代表者

許 秀美(KYO SUMI)

龍谷大学・文学部・講師

研究者番号:50612826